

青森県人事行政の概要

平成20年9月

青森県総務部人事課

< 目 次 >

第1部 青森県人事行政の運営状況の概要	1
任用の状況	1
1 定数	1
(1) 職員数の状況	1
(2) 定員適正化計画の状況	2
2 採用	4
(1) 新規採用の状況	4
(2) 障害者の採用状況	5
(3) 任期付職員の採用状況	5
3 退職	6
(1) 退職者の状況	6
(2) 再任用の状況	6
給与の状況	9
1 総括	9
(1) 人件費の状況(普通会計決算)	9
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)	9
(3) 特記事項	9
(4) ラスパイレス指数の状況	10
(5) 給与改定の状況	10
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	11
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	11
(2) 職員の初任給の状況	12
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	12
3 一般行政職の級別職員数等の状況	13
(1) 一般行政職の級別職員数の状況	13
(2) 昇給への勤務成績の反映状況	13
4 職員の手当の状況	14
(1) 期末手当・勤勉手当	14
(2) 退職手当	14
(3) 地域手当	15
(4) 特殊勤務手当	16
(5) 時間外勤務手当	24
(6) その他の手当	25
5 特別職の報酬等の状況	28

勤務時間その他の勤務条件の状況	29
1 勤務時間の状況	29
（1）通常の勤務時間	29
（2）早出遅出勤務	29
（3）時差出勤	30
2 休暇	31
（1）年次休暇の取得状況	31
（2）病気休暇の取得状況	31
（3）特別休暇の取得状況	32
（4）介護休暇の取得状況	33
3 育児休業等の取得状況	34
（1）育児休業の取得状況	34
（2）部分休業の取得状況	35
4 修学部分休業の取得状況	35
5 高齢者部分休業の取得状況	35
分限及び懲戒の状況	37
1 分限処分の状況	37
2 懲戒処分の状況	38
サービスの状況	39
1 職務専念義務の免除を認めている例の概要	39
2 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況	40
研修及び勤務成績の評定の状況	41
1 研修の実施状況	41
2 勤務成績の評定の実施状況	42
福祉及び利益の保護の状況	43
1 セクシュアルハラスメントの防止対策	43
2 定期健康診断の実施状況	44
3 職員互助団体への補助の状況	45

1	競争試験及び選考の状況	49
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	53
3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	55
4	不利益処分に関する不服申立ての状況	55

本概要における対象職員について

本概要でいう「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）を指します。

職員については、任命権者の違いにより、次のいずれかの部局等に属しています。

知事部局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、警察

職員数のとらえ方の違いにより、任用、給与、休暇等の各項目における職員数は一致しません。

第1部 青森県人事行政の運営状況の概要

任用の状況

1 定数

(1) 職員数の状況

部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由は次のとおりです。

区 分		職員数 (人)			主 な 増 減 理 由
		H19.4.1 A	H20.4.1 B	増減 B-A	
一般行 政部門	議 会	30	27	3	議会事務体制の見直し
	総務企画	762	757	5	市町村合併支援派遣業務の終了など
	税 務	217	214	3	税務業務体制の見直しなど
	民 生	543	505	38	保健・福祉企画調整業務体制の見直しなど
	衛 生	587	580	7	廃棄物・公害対策業務体制の見直しなど
	労 働	115	109	6	職業訓練体制の見直しなど
	農林水産	1,585	1,496	89	農村整備業務体制の見直しなど
	商 工	208	199	9	観光推進業務体制の見直しなど
	土 木	755	711	44	道路・河川業務体制の見直しなど
	小 計	4,802	4,598	204	
特別行 政部門	教 育	13,762	13,377	385	児童生徒数の減少による教員の減員など
	警 察	2,647	2,618	29	警察官の減など
	小 計	16,409	15,995	414	
普通会計 計		21,211	20,593	618	
公営企 業等会 計部門	病 院	822	858	36	看護体制の充実強化による増員など
	下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	34	23	11	発電事業の廃止
	小 計	862	887	25	
合 計		22,073	21,480	593	

(注) 1 職員数には、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含む。

2 職員数のとらえ方の違いにより、次ページの定員適正化計画における職員数とは一致しない。

(2) 定員適正化計画の状況

簡素で効率的かつ効果的な行財政運営システムを確立するため、数値目標を設定し、組織機構の簡素・効率化、民間委託の徹底、事務処理の効率化及び事務事業の見直しなどにより積極的に定員の適正化を進めることとしています。

部門別の計画の内容及びこれまでの実績は次のとおりです。

【一般行政部門の適正化】

対象・・・一般行政部門（教育、警察、大学、病院及び公営企業を除く部門）

年度 人数（人）		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	5,321	5,228	5,112	4,942	4,757
適正化数	93		116	170	185	236	-	800
実績	職員数	5,321	5,215	5,070	4,841	4,690	-	-
	適正化数	106	145	229	151	-	-	631

【教育部門の適正化】

対象・・・教育庁及び学校以外の教育機関

年度 人数（人）		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	606	602	572	548	534
適正化数	4		30	24	14	4	-	76
実績	職員数	606	593	560	551	535	-	-
	適正化数	13	33	9	16	-	-	71

対象・・・県立高等学校の教職員

年度 人数（人）		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	3,740	3,670	3,595	3,541	3,490
適正化数	70		75	54	51	19	-	269
実績	職員数	3,740	3,663	3,550	3,497	3,393	-	-
	適正化数	77	113	53	104	-	-	347

(県立高等学校の教職員のうち、県費単独措置の職員)

年度 人数(人)		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	358	355	349	342	342
適正化数	3		6	7	0	7	-	23
実績	職員数	358	360	362	337	330	-	-
	適正化数	2	2	25	7	-	-	28

【警察部門の適正化】

対象…警察部門の一般職員

年度 人数(人)		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	399	399	396	395	393
適正化数	0		3	1	2	0	-	6
実績	職員数	399	399	394	391	387	-	-
	適正化数	0	5	3	4	-	-	12

2 採用

(1) 新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から競争試験によることを原則としており、上級試験（大学卒業程度）、初級試験（高等学校卒業程度）及び警察官採用試験を実施しています。

ただし、特別な専門知識を必要とするなど競争試験により難しい場合については、選考による新規採用を行っています。

新規採用の状況は次のとおりです。

区 分		平成 19 年度中の 新採用者数（人）	H20.4.1 付けの 新採用者数（人）
競争試験 合計		140	78
内 訳	上 級 計	17	18
	行政	7	8
	化学	2	2
	薬学	3	2
	農学	1	1
	総合土木	1	2
	農芸化学	0	2
	建築	2	1
	心理判定員	1	0
	初 級 計		8
内 訳	一般事務	1	0
	教育事務	4	2
	警察事務	3	7
	農学	0	1
	総合土木	0	1
警察官 計		115	49
内 訳	警察官 A（大学卒業程度）	74	24
	警察官 B（高等学校卒業程度）	41	25

選考採用	合計	278	180
内訳	教員	197	139
	獣医師	4	4
	看護師	64	25
	身体障害者	1	0
	任期付職員	0	2
	その他	12	10

(注) 国や他の自治体からの採用者、病院の医師など、新規採用とは異なる採用者は含まれていない。

(2) 障害者の採用状況

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりすべての事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

県においても身体障害者を対象とした選考試験を平成8年度から実施しており、これまでに36人の職員を新規採用しています。

この結果、平成19年6月1日時点で、知事部局では93人の障害者を任用し障害者雇用率は2.66%（法定雇用率2.10%）、同じく病院局では4人の障害者を任用し障害者雇用率は1.35%（法定雇用率2.10%）、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関では97人（この人数には、県費負担教職員を含めています。）の障害者を任用し障害者雇用率は1.43%（法定雇用率2.00%）、警察では10人の障害者を任用し障害者雇用率は2.65%（法定雇用率2.10%）という状況となっています。

(注) 1 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者雇用率

2 県費負担教職員：県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員

(3) 任期付職員の採用状況

高度で専門的な知識経験を備えた人材採用の円滑化、期間が限定された専門業務への効率的な対応、あるいは試験研究機関における研究活動の活性化などを図るため、任期を定めた職員の採用を行っており、これまで専門的な業務などに従事する一般行政職を6人、試験研究に従事する研究職を6人採用しています。

なお、平成20年4月1日現在では、一般行政職で3人を任用しています。

3 退職

(1) 退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職（本人の自発的な意志に基づき退職する普通退職や再任用職員の任期満了による退職など）があります。

平成19年度中の退職者の状況は次のとおりです。

区 分		知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計
退職者数（人）		396	68	441	114	1,019
内 訳	定年退職者	208	13	288	72	581
	普通退職者など	188	55	153	42	438

(注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。

2 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指し、この区分には、県費負担教職員（県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員）を含めている。

(2) 再任用の状況

高齢者が長年培った知識経験を活用するとともに、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくことを目的として、定年退職した職員を再雇用する再任用制度を導入しています。

その任用状況は次のとおりです。

区 分	H19.4.1時点の任用総数					H20.4.1時点の任用総数					
	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	
再任用者 数（人）	59	0	36	2	97	123	1	50	16	190	
内 訳	フルタイム 勤務	2	0	35	0	37	6	1	46	0	53
	短時間 勤務	57	0	1	2	60	117	0	4	16	137

- (注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。
- 2 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指し、この区分には、県費負担教職員（県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員）を含めている。
- 3 「短時間勤務」とは、1週当たり20時間（警察にあっては、1週当たり20時間又は32時間）の勤務を指す。

(空白ページ)

給与の状況

職員の給与の概要については、次のとおりです。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	1,430,543	700,667,446	2,057,174	208,143,999	29.7	29.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	21,210	96,436,601	18,612,617	39,348,478	154,397,696	7,279

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

給与の削減について

県では、財政改革の取組の一環として、職員（特別職を含む。）の給与を削減しています。

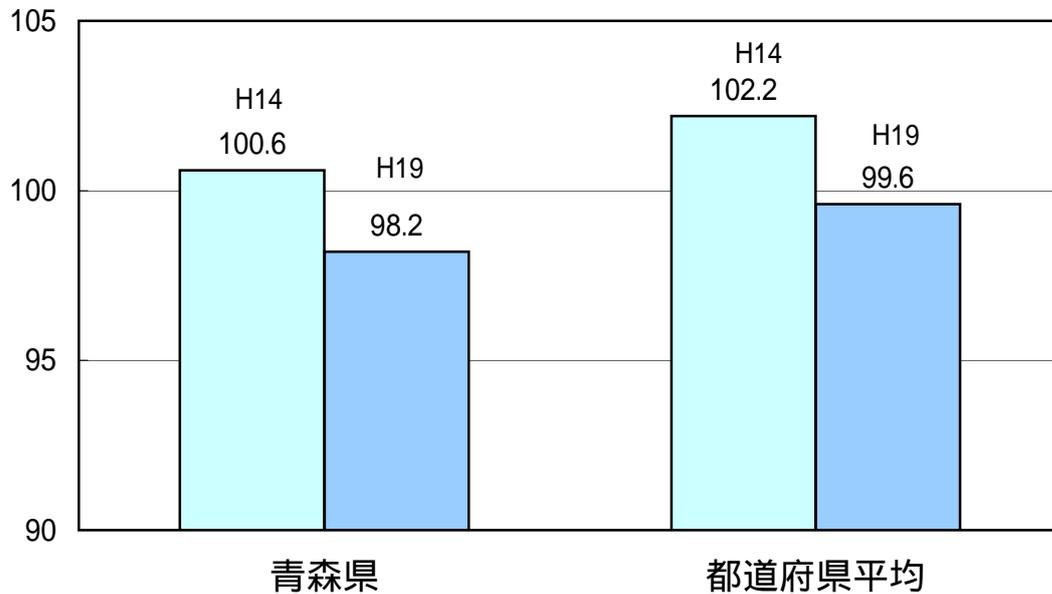
【一般職】

区分	削減の内容	削減する期間
管理職の職員	給料の6～4%削減	平成16年4月から21年3月まで
	管理職手当の5%削減	
その他の職員	給料の3～2%削減	平成16年4月から21年3月まで

【特別職】

区分	削減の内容	削減する期間
知事	給料及び期末手当の20%削減	平成16年1月から21年3月まで
副知事	給料及び期末手当の10%削減	平成16年1月から21年3月まで
病院事業管理者	給料及び期末手当の10%削減	平成19年4月から21年3月まで
代表監査委員及び教育長	給料及び期末手当の10%削減	平成16年1月から21年3月まで
議長	報酬の5%削減	平成16年1月から19年4月まで、19年6月から21年3月まで
副議長	報酬の4%削減	平成16年1月から19年4月まで、19年6月から21年3月まで
議員	報酬の3%削減	平成16年1月から19年4月まで、19年6月から21年3月まで

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
19年度	円 381,170	円 378,758	2,412 (0.64%)	% 0.13	% 0.13	% 0.35

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
19年度	月 4.41	月 4.45	月 0.04	月 0.05	月 4.40	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
青森県	44.4 歳	350,300 円	420,914 円	386,108 円

技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
青森県	46.7 歳	552 人	315,700 円	361,011 円	341,241 円
うち用務員	45.10 歳	137 人	300,900 円	335,532 円	323,120 円
うち自動車運転手	46.0 歳	122 人	311,100 円	356,419 円	340,703 円
うち守衛	40.2 歳	3 人	286,200 円	316,933 円	303,933 円

高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
青森県	45.11 歳	390,400 円	443,385 円

小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
青森県	43.8 歳	378,900 円	425,741 円

警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
青森県	42.2 歳	342,400 円	474,288 円	379,994 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (20年 4 月 1 日現在)

区 分		青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	168,756 円	172,200 円
	高 校 卒	137,298 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	132,888 円	-
	中 学 卒	121,030 円	-
高等学校 教 育 職	大 学 卒	188,944 円	-
	高 校 卒	-	-
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	188,944 円	-
	高 校 卒	-	-
警 察 職	大 学 卒	183,750 円	200,000 円
	高 校 卒	154,938 円	158,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (20年 4 月 1 日現在)

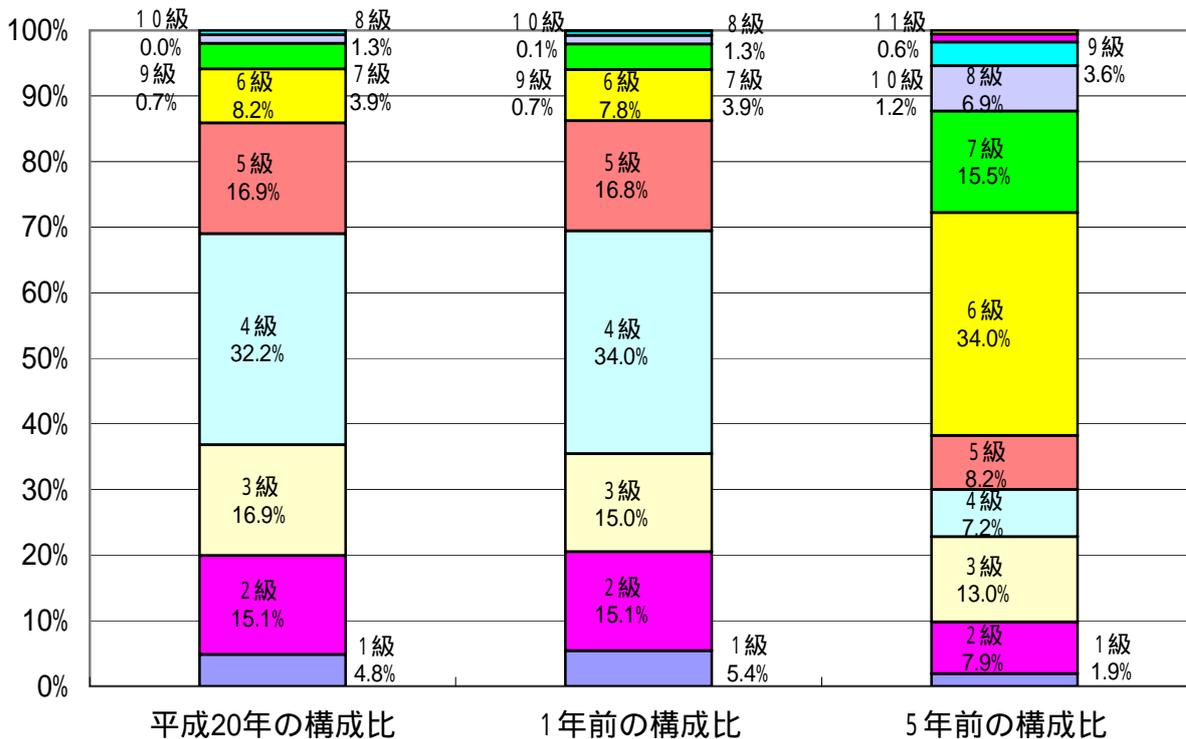
区 分		経験年数 1 0 年	経験年数 1 5 年	経験年数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	259,192 円	312,495 円	367,617 円
	高 校 卒	216,784 円	256,391 円	317,955 円
技能労務職	高 校 卒	200,091 円	234,889 円	263,186 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円
高等学校 教 育 職	大 学 卒	286,440 円	336,097 円	369,065 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	287,896 円	337,673 円	366,414 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
警 察 職	大 学 卒	271,247 円	311,372 円	376,285 円
	高 校 卒	247,415 円	282,469 円	330,556 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	232人	4.8%
2 級	主事、技師	732人	15.1%
3 級	主査、係長	822人	16.9%
4 級	主幹	1,565人	32.2%
5 級	総括主幹	820人	16.9%
6 級	副参事	397人	8.2%
7 級	課長	191人	3.9%
8 級	次長	65人	1.3%
9 級	部長	36人	0.7%
10 級		0人	0.0%

(注) 1 青森県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日に11級制から10級制に変更している(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、10級を新設した。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

青 森 県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,845 千円	-
(19年度支給割合) 期末手当 2.95 月分 (1.55) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ~ 20% ・ 管理職加算 10 ~ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ~ 20% ・ 管理職加算 10 ~ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成18年度から全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

青 森 県	国
・基本額 (支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分 ・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~79,200円) その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 40%加算) (退職時特別昇給 制度なし)	・基本額 (支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分 ・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~79,200円) その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20%加算)
1人当たり平均支給額 自己都合 6,798 千円 勸奨・定年 26,957 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (20年 4 月 1 日現在)

支給実績 (19年度決算)		44,178 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (19年度決算)		566,384 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	33 人	16 %	16 %
大阪市	3 人	13 %	13 %
医師	23 人	13 %	13 %
名古屋市	5 人	12 %	12 %
福岡市	3 人	9 %	9 %
仙台市	3 人	6 %	6 %
刈谷市	1 人	6 %	6 %
豊田市	1 人	6 %	6 %
札幌市	4 人	3 %	3 %
多賀城市	1 人	3 %	3 %
三好町	1 人	3 %	3 %
平均支給率		13 %	13 %

(注) 「国の制度 (支給率) 」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(2 2 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市、医師	15 %	15 %
名古屋市、刈谷市、豊田市	12 %	12 %
福岡市	10 %	10 %
仙台市	6 %	6 %
札幌市、多賀城市、三好町	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (20年 4 月 1 日現在)

支給実績 (19年度決算)		829,537 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (19年度決算)		101,089 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (19年度)		38.7 %	
手当の種類 (手当数)		33	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	税務課又は地域県民局の県税部に勤務する職員	県税の調査、検査、徴収、滞納処分、賦課に対する再調査および異議申立の処理事務又はその補助業務	(1) 手当額 税務課 日額 700円 地域県民局の県税部 管理課の職員、管理職手当の支給を受ける職員 日額 700円 徴税吏員以外の職員 月額 11,100円 上記以外の職員 月額 18,500円 (2) 加算 国税犯則取締法の規定に基づく犯則取締り業務に従事した日にあっては(1)の手当額に1日につき550円を加算する。
福祉業務現業手当	地域県民局の地域健康福祉部、福祉事務所、児童相談所、女性相談所又は障害者相談センターに勤務する次の職員 (1) 現業を行う職員、指導監督を行う職員並びに児童等の一時保護の業務又は相談及び調査の業務を行う職員 (2) 身体障害者福祉司 (3) 児童福祉司 (4) 知的障害者福祉司 (5) 判定をつかさどる職員で人事委員会が定める者	福祉に関する業務	(1) 現業を常例とする職員 月額 12,800円 (2) 現業を常例としない職員 日額 610円
職業訓練指導員手当	職業能力開発校又は障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員 (管理職手当の支給を受ける職員を除く。)	職業訓練	給料月額 × 10 %
病虫害防除手当	農林総合研究センターに勤務し、もっぱら植物防疫法第32条第4項に規定する事務に従事する職員	植物防疫法第32条第4項に規定する事務	月額 15,100円
家畜診療手当	本務として地域県民局の地域農林水産部の家畜保健衛生所に勤務する獣医師の資格を有する職員	家畜の診療、家畜の病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務	月額 16,200円
衛生検査手当	(1) 地域県民局の地域健康福祉部、保健所又は食肉衛生検査所に勤務する職員 (2) 環境保健センター又は原子力センターに勤務し、研究職給料表の適用を受ける職員又は東青地域県民局の地域農林水産部に勤務し、医療職給料表(二)の適用を受ける職員以外の職員 (3) 環境保健センターに勤務し、右の(3)の作業に従事する職員	(1) 寄生虫若しくは寄生虫卵又は結核菌その他の病原体の検索又は調査の作業(給料の調整額の支給を受ける者を除く。) (2) (1)の作業又は健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の作業 (3) 被実験動物の飼育管理に関する作業及び検査器具の消毒・洗浄の作業	(1) (1)又は(2)の作業に従事することを常例とする職員 月額 17,300円 (2) (1)又は(2)の作業に従事することを常例としない職員 日額 230円 (3) (3)の作業に従事する職員 月額 8,700円

診療手当	地域県民局の地域健康福祉部、環境保健センター、精神保健福祉センター、あすなる医療療育センター及びさわらび医療療育センターにおいて医師又は歯科医師として医療に従事する職員	医療	支給額 = 基準額 + 加算額 + 加算額 基準額 32,000 ~ 65,000円 加算額 2,000 ~ 30,000円 加算額 あすなる医療療育センター所長、さわらび医療療育センター所長が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した場合の勤務(勤務回数が10回を超える場合は、10回を限度とする)1回につき3,500円として計算した額
農業者育成業務手当	営農大学校に勤務する職員(校長、教頭及び総務課の職員を除く。)	機械、器具等を使用して自らの実技を通して農業に関する実習を指導する業務	(1) 左記の業務に従事することを常例とする職員 支給額 月額 15,100円 (2) (1)以外の職員 左記の業務に従事した場合 日額 720円 (3時間に満たない場合は360円)
感染症等防疫作業手当	本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員	(1)感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者等の救護又は感染症の病原体の付着等の物件の処理作業 (2)家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病の病菌を有する家畜等に対する防疫作業	日額 290円
精神保健業務手当	職員	(1) 精神保健指定医の診察に立ち会ったとき (2) 入院させる精神障害者を護送したとき (3) 入院中の者に質問したとき	日額 290円
農薬散布作業手当	農林総合研究センター、営農大学校に勤務する職員(営農大学校は技能労務職員に限る。)	農作物等の病虫害駆除のため、スピードスプレー、スピードダスター、ブームスプレー又はカーベツスプレーを使用して農薬を散布する作業等	日額 290円 (4時間未満の場合は150円)
種雄牛馬等取扱手当	農林総合研究センターに勤務する職員	種雄牛馬又は体重250kg以上の種雄豚の自然交配若しくは精液の採取のため、又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
漁ろう手当	職員	水産総合研究センターの船舶に乗船し、漁ろう作業に従事したとき	漁獲物の販売等に応じて支給
危険作業手当	工業振興課、地域県民局の地域健康福祉部、地域農林水産部及び地域整備部、環境保健センター並びに空港管理事務所に勤務する職員	特に危険の伴うおそれのある特殊な作業で次のものに従事したとき 高所作業 坑内作業 ダム建設現場作業 圧搾空気内作業	日 額 220 ~ 320円 " 450円 " 560円 1時間 210 ~ 1,000円 (から において1日の作業時間が4時間未満の場合は、手当額の60/100に相当する額)

潜水作業手当	漁港漁場整備課、地域県民局の地域農林水産部又は水産総合研究センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	20mまで 1時間 310円 30mまで " 780円 30mを超えるとき " 1,500円
夜間看護手当	あすなる医療療育センター又はさわらび医療療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき	深夜勤務2時間未満 1回 2,000円 " 2時間以上4時間未満 " 2,900円 " 4時間以上 " 3,300円
特殊自動車運転作業手当	農林総合研究センター(畑作園芸試験場、りんご試験場及び畜産試験場に限定)に勤務する技能労務職員	起伏のある傾斜地その他作業環境が劣悪な場所において行う道路運送車輛法施行規則に規定する大型特殊自動車等の運転の作業に従事したとき	日額 270円 (4時間未満の場合は170円)
狂犬病予防等作業手当	狂犬病予防員等である職員	狂犬病予防法等の規定による犬の捕獲、犬又はねこの処分等の作業に従事したとき	日額 430円
放射性物質取扱手当	工業総合研究センター又は農林総合研究センターに勤務する職員	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第1条第1号に規定する管理区域内において、放射性物質の取扱い等の業務に従事したとき	日額 230円
用地買収交渉等手当	地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、農村整備課、監理課又は学校施設課に勤務する職員	用地買収に係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務(国、地方公共団体等との交渉を除く。)に従事したとき	日額 650円
漁業取締手当	水産振興課に勤務する職員	漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事したとき	日額 500円
公害等調査手当	(1) 環境政策課又は原子力安全対策課に勤務する職員 (2) 地域県民局の地域連携部(環境管理事務所)、環境保健センター又は原子力センターに勤務する職員で、月額の衛生検査手当を受ける者以外の職員	(1) 左記(1)及び(2)の職員が、出張して行うばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、汚水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定又は公害防止施設の整備に関する工場等における技術指導の業務に従事したとき (2) 左記(2)のうち地域県民局の地域連携部(環境管理事務所)の職員が、検査室において行う健康を害する恐れのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の業務に従事したとき (3) 環境政策課又は地域県民局の地域連携部(環境管理事務所)の職員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務に従事したとき	日額 230円

火薬等災害調査手当	工業振興課に勤務する職員	火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴いて行う火薬類取締法第43条第1項又は高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づく立入検査(帳簿書類だけの検査の場合を除く。)の業務	日額 750円
水中選別作業手当	水産総合研究センターに勤務する職員	10月から翌年の2月までの期間内において、採卵に適する親魚を選別するため水深50cm程度以上の養魚池内で行う作業	日額 270円
実習指導手当	消防学校に勤務する行政職給料表の適用を受ける職員	消防に関する科目で機械、器具等を使用して自らの実技を通して指導する業務	日額 720円 (3時間未満の場合は360円)
冬期滑走路管理手当	空港管理事務所勤務する職員	11月から翌年の4月までの期間に、滑走路の摩擦係数を測定する作業	日額 230円
航空手当	職員	回転翼航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 災害対策業務、救急医療業務、その他の業務 飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務	搭乗時間 1時間 1,900円 " " 2,470円
災害応急作業等手当	(1) 地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部又は空港管理事務所勤務する職員 (2) 地域県民局の地域整備部に勤務する職員	(1) 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき (2) 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法第46条第1項第1号の規定に基づき通行が禁止されている区間の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	作業の種類 巡回監視 600円 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 910円
鶏ふん乾燥作業手当	農林総合研究センターに勤務する職員	鶏ふん乾燥機による鶏ふんの乾燥作業	日額 460円 (4時間未満の場合は230円)
野犬捕獲等作業手当	動物愛護センターに勤務する職員	犬又はねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。)又は収容の作業に従事	日額 430円
農業者育成業務補助手当	営農大学校に勤務する職員(総務課の職員を除く。)	農業者育成業務手当の支給対象業務の補助業務に従事したとき	日額 500円 (3時間未満の場合は250円)

学校職員の特殊勤務手当

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年7月17日青森県条例第39号）第18条第1項に掲げる号	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
第1号	学校職員のうち、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。)、寄宿舎指導員又は実習助手でその属する職務の級が教育職給料表(一)及び(二)の1級又は2級であるもの	(1) 次に掲げる学校管理下において行う業務 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画して実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは祝日法による休日等及び年末年始の休日等に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	(1) 日額 3,200円 日額 3,000円 日額 3,000円 (2) 日額 1,700円 (3) 日額 1,700円 (4) 日額 1,200円
第2号	教育公務員(教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭)	(1) 他の学校又は他の課程における授業又は通信による教育の面接指導に従事したとき (2) 高等学校の養護教諭又は養護助教諭が他の課程における業務に従事したとき	1時間 2,100円
第3号	農業又は水産に関する学科を置く県立の高等学校の教頭、教諭、助教諭、講師及び実習助手	生徒とともに宿泊して、当該高等学校の実習施設において、農業又は水産に関する学科に係る実習指導又はその補助を行ったとき	宿泊1回 5,900円
第4号	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導に従事したとき (1) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 (2) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	(1) 日額 290円 (2) 日額 350円

第5号	<p>教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言にあたる次表に掲げる主任等の職務を担当する教諭</p> <p>[小学校]教務主任、学年主任、研修主任、生徒指導主任</p> <p>[中学校]教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、研修主任</p> <p>[高等学校]教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、渉外主任、図書主任、寮務主任(五所川原農林高等学校及び三本木農業高等学校に置かれるものに限る。)</p> <p>[特別支援学校]教務主任、学年主任、生徒指導主事、中等部及び高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、部主任</p>	当該担当に係る業務に従事したとき	日額 200円
第6号	農業に関する学科を置く県立の高等学校の教頭、教諭、助教諭、講師及び実習助手	農作物等の病虫害駆除のため、スピードスプレー、スピードダスター、ブームスプレー又はカーベットスプレーを使用して農薬を散布する作業等に従事したとき	日額 290円 (4時間未満の場合は150円)
第7号	定時制通信教育手当を受けるべき者以外の者	本務として夜間における定時制の課程の勤務に従事したとき	月額 4,400円
第8号	学校職員	本務のほか、高等学校における通信教育の添削事務を担当したとき	報告書10通まで 月額 1,200円 ただし、報告書1通を増すごとに80円加算する。
第9号	学校職員	<p>(1) 宿泊を伴う舎監業務又は週休日等に行う舎監業務</p> <p>(2) 勤務時間が午前8時15分から午後0時15分までと定められている日又はこれらに相当する日に退庁時から引き続く舎監業務で、宿泊を伴うもの</p> <p>(3) 勤務時間が午前8時15分から午後0時15分までと定められている日又はこれらに相当する日に退庁時から引き続く舎監業務で、宿泊を伴わないもの</p>	<p>五所川原農林高等学校、三本木農業高等学校</p> <p>(1) 1回 7,200円</p> <p>(2) 1回 10,800円</p> <p>(3) 1回 3,600円</p> <p>その他の県立学校</p> <p>(1) 1回 5,900円</p> <p>(2) 1回 8,850円</p> <p>(3) 1回 2,950円</p>
第10号	学校職員	八戸水産高等学校の遠洋漁業実習船又は沿岸漁業実習船に乗り組み、漁ろう作業に従事したとき	漁獲物の販売等に応じて支給

警察職員の特殊勤務手当

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年7月17日青森県条例第39号）第19条第1項に掲げる号	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
第1号（刑事警備作業手当）	(1) 警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員 (2) 警察官である警護員	(1) 刑事警備作業にもつぱら従事したとき (2) 次の身辺警護の作業に従事したとき ア 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の身辺の警衛 イ ア以外の皇族の身辺の警衛 ウ 警護要則第2条に規定する警護対象者の身辺の警護 エ 上記ウ以外の者の身辺の警護	(1) 月額 11,700円 (少年補導職員 月額 9,400円) (2) ア 日額 1,150円 イ " 640円 ウ " 640円 エ " 330円
第2号（鑑識を利用する犯罪作業手当）	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	次に掲げる作業にもつぱら従事したとき (1) 鑑識を利用する犯罪捜査作業 (2) ステレオカメラ図化作業又は文字表示装置及び印字装置を操作して行う照会等の作業	(1) 月額 11,700円 (2) 月額 7,000円
第3号（交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業手当）	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	次に掲げる作業にもつぱら従事したとき (1) 交通取締りのために自動二輪車を運転する作業又はもつぱら高速自動車国道において交通取締用自動車を運転する作業 (2) その他の運転作業	(1) 月額 11,700円 (2) 月額 8,800円
第4号（交通取締り及び交通事故調査作業手当）	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	交通取締り及び交通事故調査作業にもつぱら従事したとき	月額 10,300円
第5号（外勤警ら作業手当）	警察署、交番その他の派出所若しくは駐在所に勤務し受持区を担当する警察官、鉄道警察隊に勤務する警察官又は警察本部長がこれらに準ずるものと認められた地域警察官	もつぱら警ら作業に従事したとき	月額 7,100円
第6号（看守護送手当）	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	被疑者及び被告人等の看守又は護送作業に従事したとき	日額 240円
第7号（死体取扱手当）	警察職員(管理職手当の支給を受ける職員で警察本部科学捜査研究所の総括研究管理官及び研究管理官の職以外の職にあるものを除く。)	次に掲げる作業に従事したとき (1) 死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業 (2) 死体解剖補助作業 (3) 死体解剖補助作業以外の心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会が別に定める作業	(1) 死体1体につき 1,100円 (2) 死体1体につき 2,500円 (3) 死体1体につき 2,200円

第8号(夜間特殊業務手当)	交代制勤務を行う警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日午前5時前の間)において行われる警ら、警備、看守等の業務に従事したとき	1回 780円 (深夜における勤務時間が2時間未満の場合は520円)
第9号(火災等取締業務手当)	警察本部の生活保安課、警察署、交番その他の派出所又は駐在所に勤務する警察職員	火災類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴き、火災類取締法第43条第2項又は高圧ガス保安法第62条第5項の規定による立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の作業に従事したとき	日額 750円
第10号(爆発物処理作業手当)	警察本部の爆発物処理班員等の警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の識別、遮へい、搬送、解体等の爆発物処理作業に従事したとき	1回 4,600円 (爆発物処理作業が2以上の作業に従事したとしても、容疑物件1個については作業1回とする)
第11号(潜水作業手当)	警察職員	人命救助、捜索等のために潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	20mまで 1時間 310円 30mまで " 780円 30mを超えるとき " 1,500円
第12号(実習指導手当)	警察学校に勤務する警察職員	けん銃操法、逮捕術等の術科訓練の指導の業務に従事したとき	日額 430円 (3時間未満の場合は220円)
第13号(通信指令作業手当)	警察職員	通信指令室において警察通報用電話受付装置等の通信機器をもつて操作して通信指令作業に従事したとき	月額 2,400円
第14号(緊急作業手当)	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次に掲げる作業に従事したとき(勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。)でその従事する時間帯の一部又は全部が夜間(午後9時後翌日午前5時前の間)であるとき (1) 刑事警備作業 (2) 鑑識を利用する犯罪捜査作業 (3) 交通取締り及び交通事故調査作業 (4) 看守護送作業 (5) 爆発物処理作業	1回 1,240円
第15号(航空手当)	警察職員	回転翼航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 回転翼航空機の操縦業務 回転翼航空機の整備業務 捜索救難、犯罪の捜査・鎮圧、警備、交通の取締りに関する業務等	搭乗1時間 5,100円 " " 2,200円 " " 1,900円
第16号(災害応急警備等手当)	警察職員	豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等により重大な災害が発生した個所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は心身に著しい負担を与えると人事委員会の認める鑑識作業に従事したとき	(警戒区域外) 日額 840円 (警戒区域内) 日額 1,680円

第17号（核物質輸送警備手当）	警察官	核物質の防護に関する条約附属書 の2の(b)に規定する第1群の核物質を輸送する車両に追従し、又は先導して行う警備作業に従事したとき	日額 640円
第18号（特殊危険物質処理作業等手当）	警察職員	(1) 特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質)又はその疑いのある物質の処理作業に従事したとき (2) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業に従事したとき	(1) 日額 4,600円 (2) " 250円
第19号（銃器犯罪捜査手当）	警察職員	(1) 銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人逮捕等の業務 (2) (1)の業務に付随して行われる現場配置の業務 (3) 銃器を所持する犯人の逮捕の業務 (4) (3)の業務に付随して行われる現場配置の業務 (5) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張り付け警戒の業務	(1) 日額 1,640円 (2) " 1,100円 (3) " 1,100円 (4) " 820円 (5) " 820円
第20号（海上警備手当）	警察用船舶に乗り組む海事職給料表の適用を受ける警察職員	次に掲げる業務又はその補助業務 (1)違法事犯の警戒・取締活動業務 (2)違法船舶又はその疑いのある船舶の追跡業務 (3)犯罪の捜査活動業務 (4)人事委員会が承認する業務	日額 500円
第21号（山岳遭難救助作業手当）	警察職員	山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索又は救助の作業に従事したとき	日額 840円
第22号（用地買収交渉等手当）	警察本部会計課に勤務する警察職員及び警察署において会計事務に従事する職員	用地買収に係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務(国、地方公共団体等との交渉を除く。)に従事したとき	日額 650円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	3,464,043 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	163 千円
支給実績（18年度決算）	3,644,271 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	169 千円

(6) その他の手当 (20年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月 額)	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員 1 人当 り平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目 6,500円(配偶者がいない場合11,000円) 2人目以降1人につき 6,500円 子が満16歳～22歳の加算 5,000円	同		2,647,162 千円	241,700 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高 55,000円 自家用車など利用の場合 最高 35,000円	異なる	自家用車など利用の場合の最高額(国は、24,500円)	1,871,735 千円	109,500 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担し、又は自宅に世帯主として住んでいる場合に支給されます。 借家、借間の場合 最高 27,000円 持ち家の場合 定額 3,000円	異なる	持ち家の場合の定額(国は、購入後5年間2,500円)	1,714,861 千円	141,900 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活することとなった場合に支給されます。 最高 68,000円	同		296,508 千円	311,100 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円 なお、平成19年度までは経過措置があります。	同		1,467,934 千円	68,300 円

特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額 = (異動の日の(給料の月額 + 扶養手当の月額) × 1/2 + 現に受ける(給料の月額 + 扶養手当の月額) × 1/2) × 支給割合(県内4 ~ 12%)	同		59,726 千円	285,800 円
へき地手当等	へき地学校等に勤務する職員に対して支給されます。 支給額 = (給料の月額 + 扶養手当の月額) × 支給割合(県内4 ~ 25%)			459,286 千円	437,400 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜(午後10時 ~ 午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額 = 勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同		124,664 千円	180,400 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額 = 勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同		360,480 千円	456,300 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給されます。 1日勤務の場合 一般 4,200円 特殊 5,100 ~ 20,000円	同		651,399 千円	417,800 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給されます。 支給額 = 31,700 ~ 137,700円	同		1,479,159 千円	687,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき 最高 12,000円	同		9,858 千円	259,400 円

初任給調整手当	<p>医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。</p> <p>最高 306,900円</p>	同		66,768 千円	2,086,500 円
農林漁業普及指導手当	<p>農業、林業又は水産業に関する専門の事項等について調査研究を行うとともに、農業、林業又は水産業に従事する者に接して、これらに関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給されます。</p> <p>支給額 = 給料月額 × 8% (管理職4%)</p>			64,765 千円	311,400 円
義務教育等教員特別手当	<p>義務教育諸学校及び高等学校等の教育職員に支給されます。</p> <p>最高 20,200円</p>			2,121,904 千円	177,100 円
産業教育手当	<p>高等学校における農業、水産、工業又は電波に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に支給されます。</p> <p>支給額 = (給料月額 + 教職調整額 (給料月額 × 4%)) × 10% (定時制通信教育手当を受ける場合 6%)</p>			215,328 千円	485,000 円
定時制通信教育手当	<p>県立又は市町村立の高等学校で、定時制又は通信制の課程を置くものの校長及び教員に支給されます。</p> <p>支給額 = (給料月額 + 教職調整額 (給料月額 × 4%)) × 10% (管理職 8%)</p>			100,649 千円	544,000 円
災害派遣手当	<p>災害応急対策又は災害復旧のため国等の職員の派遣を受ける場合に、当該派遣された職員に支給されます。</p> <p>1日につき最高 6,620円</p>			0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,016,000 円	(1,270,000 円)
	副 知 事	873,000 円	(970,000 円)
報酬	議 長	864,500 円	(910,000 円)
	副 議 長	777,600 円	(810,000 円)
	議 員	756,600 円	(780,000 円)
期末手当	知 事	(19年度支給割合)		
	副 知 事	3.30 月分		
期末手当	議 長	(19年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.30 月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	1,016,000円×在職月数×0.8	39,014,400 円	(任期毎)
		873,000円×在職月数×0.5	20,952,000 円	(任期毎)

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況

(1) 通常の勤務時間

職員の通常の勤務時間は、次のとおりです。

(H20.4.1 現在)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間
8:30	17:30	12:00～13:00	8時間

- (注) 1 勤務の性質上、特別の勤務時間の割振りを行っている場合等は、この限りではない。
 2 県立学校等では、各校の事情に応じて、それぞれ勤務時間が定められている。
 3 育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員について、公務の運営に支障がない場合には、休憩時間を12:00～12:45とし、勤務時間の終了時刻を15分繰り上げることを認めている。(知事部局、議会事務局、教育庁、労働委員会事務局。以下、(2)及び(3)において同じ。)

(2) 早出遅出勤務

育児又は介護を行う職員で、一定の要件を満たす場合は、早出又は遅出勤務を利用することができますが、その勤務時間は次のとおりです。

【早出勤務】 午前8時～午後5時

【遅出勤務】 午前9時15分～午後6時15分

(休憩時間は、(1)の場合と同様です。)

また、平成19年度における利用状況は次のとおりです。

(H19.4.1～H20.3.31)

区分	利用者実 人数	左の内訳		備考
		早出勤務	遅出勤務	
育児を行う職員 (未就学児)	10人	6人	4人	早出：男1人、女5人 遅出：男1人、女3人
育児を行う職員 (就学児(学童保育))	3人	3人	0人	女3人
介護を行う職員	3人	0人	3人	男1人、女2人

(3) 時差出勤

(1) 及び(2)の勤務時間のほか、次のとおり時差出勤を実施しています。
(警察本部については平成19年度における実施内容を記載しています。)

【知事部局等、教育庁】

(H20.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時から午後1時まで
B勤務 (時差出勤)	午前8時15分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
C勤務 (時差出勤)	午前9時15分から午後6時15分まで	午後0時から午後1時まで

<実施目的>

- ・ 知事部局等 : 遠距離通勤職員の通勤に係る負担の軽減 (通年)
冬期における交通の混雑の緩和 (1月~3月)
- ・ 教育庁 : 各種交通機関の混雑緩和による職員の通勤環境の向上 (通年)
職業生活と家庭生活との両立への支援 (通年)

【警察本部】

(H20.1.7~H20.3.28 実施)

区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後0時45分まで
B勤務 (時差出勤)	午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時から午後0時45分まで

<実施目的>

冬期間の交通渋滞緩和、窓口業務の延長による県民サービスの向上等 (1月~3月)

また、平成19年度における利用状況は次のとおりです。

(H19.4.1~H20.3.31)

実施機関	期間	区分	B勤務の利用者 実人数	C勤務の利用者 実人数	計
知事部局等	4~12月	遠距離通勤	131人	77人	208人
	1~3月	遠距離通勤	107人	74人	181人
		交通混雑緩和	241人	100人	341人
教育庁	通年	-	127人	27人	154人
警察本部	1~3月	-	250人	-	250人

2 休暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がありますが、それらの平成 19 年中（介護休暇については、平成 19 年度中）の取得状況については、次のとおりです。

（1）年次休暇の取得状況

（H19.1.1～H19.12.31）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B / C	消化率 B / A
825,427.5 日	231,935.8 日	21,315 人	10.9 日	28.1%

（注）1 対象職員には、派遣職員、再任用短時間勤務職員、期間中に育児休業又は休職をした職員は含まない。

2 半日は 0.5 日とし、時間数は 8 時間を 1 日に換算して計上している。

（2）病気休暇の取得状況

（H19.1.1～H19.12.31）

取得者実人数	取得実績（延べ）	
	日数	時間数
2,040 人	38,158.0 日	11,202 時間

（注）1 対象職員には、派遣職員及び再任用短時間勤務職員は含まない。（以下、特別休暇、介護休暇及び育児休業等において同じ。）

2 取得実績については、1 日単位で取得したものは「日数」に、1 時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は 0.5 日として計上している。

(3) 特別休暇の取得状況

(H19.1.1～H19.12.31)

種類 (H20.4.1現在)	付与日数(概要)	取得者 実人数 (人)	取得実績(延べ)	
			日数 (日)	時間数 (時間)
選挙等休暇	必要と認められる期間	1	0.0	2
証人等休暇	必要と認められる期間	3	4.0	0
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	1	0.5	0
ボランティア休暇	7日	45	33.5	229
結婚休暇	連続7日	226	1,305.0	6
妊婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間 (適宜の休息又は補食)	3	-	20
妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間 (1日1時間以内)	12	-	200
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	194	407.0	1,048
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	247	9,697.0	0
産後休暇	8週間	251	10,334.0	0
育児休暇	1日2回、各60分以内	58	-	4,160
生理休暇	必要な期間	17	18.5	26
配偶者出産休暇	3日	296	548.0	433
育児参加休暇	5日	49	124.0	121
子の看護休暇	5日	776	1,411.5	3,658
服忌休暇	1日～連続10日	2,593	6,815.5	481
祭日休暇	1日	500	556.0	210
夏季休暇	4日	18,742	71,779.0	172
現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間	6	8.0	3
出勤困難休暇	必要と認められる期間	212	62.0	311
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	1	0.0	1
乳幼児健診等休暇	必要と認められる期間	428	233.5	1,380

(注) 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日とし、30分は1時間として計上している。

(4) 介護休暇の取得状況

(H19.4.1 ~ H20.3.31)

	介護休暇 取得者数 (人)	要介護者数 (人)								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	6	6	5	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	26	26	5	15	6	0	0	0	0	0
計	32	32	10	16	6	0	0	0	0	0

【取得形式別】

	休暇の取得形式別 (人)			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	6	5	1	0
女性職員	26	24	2	0
計	32	29	3	0

【承認期間別】

	介護休暇承認期間別 (人)						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	6	5	1	0	0	0	0
女性職員	26	12	1	4	0	0	9
計	32	17	2	4	0	0	9

(注) 介護休暇取得者数については、平成 19 年度中に介護休暇を取得開始した職員数を計上しており、前年度から引き続き取得中の職員は含まない。

3 育児休業等の取得状況

(1) 育児休業の取得状況

育児休業の平成 19 年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業取得者数 (人)	
	平成 19 年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	4	0
女性職員	290	292
計	294	292

【承認期間別】

	育児休業承認期間別 (平成 19 年度新規取得者) (人)						計
	6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え	
男性職員	1	2	1	0	0	0	4
女性職員	11	111	103	48	9	8	290
計	12	113	104	48	9	8	294

また、平成 19 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(前年度に取得可能となった職員を除く。)と、そのうち実際に取得した職員数との対比は次のとおりです。

	平成 19 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (人)	
	(育児休業対象者数)	うち育児休業取得者数
男性職員	280	0 (0.0%)
女性職員	291	288 (99.0%)
計	571	288 (50.4%)

(男性職員) 当該年度中に子が生まれた者

(女性職員) 当該年度中に育児休業を取得できる状態となった者(産後休暇中の者を除く。)

(2) 部分休業の取得状況

部分休業の平成19年度中の取得状況は、次のとおりです。

	部分休業取得者数 (人)	
	平成19年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	0	0
女性職員	5	1
計	5	1

また、平成19年度新規取得者(5名)に係る承認期間は、4名が「1年以下」、1名が「1年超え2年以下」に区分されます。

4 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学等における修学のため、2年以内、週20時間以内の休業を可能とするものですが、平成19年度中の取得状況は、次のとおりです。

	取得者数 (人)	
	平成19年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	0	0
女性職員	1	0
計	1	0

また、平成19年度新規取得者に係る教育施設は「大学院」、1週間の取得時間(平均)は「5時間以下」に区分されます。

5 高齢者部分休業の取得状況

高齢者部分休業は、定年退職日前5年以内の日から定年退職日までの期間における週20時間以内の休業を可能とするものですが、平成19年度中の取得者はありませんでした。

(空白ページ)

分限及び懲戒の状況

1 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第 28 条の規定に基づき分限処分に付されることとなりますが、平成 19 年度における分限処分の状況は次のとおりです。

なお、地方公務員法第 28 条第 4 項の規定に基づき失職した者はありませんでした。

処分の種類（延べ件数） 処分事由	分限処分（件）				計
	降任	免職	休職	降給	
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	248		248
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	248	0	248

2 懲戒処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第 29 条の規定に基づき懲戒処分に付されることとなりますが、平成 19 年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

処分の種類（延べ件数） 処分事由	懲戒処分（件）				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1	1	0	1	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	34	9	1	5	49
計	35	10	1	6	52

【具体的事由別】

処分の種類（延べ件数） 具体的事由	懲戒処分（件）					
	戒告	減給	停職	免職	計	
本人の行為	給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
	一般服務違反関係	0	1	1	0	2
	一般非行関係	0	0	0	2	2
	収賄等関係	0	0	0	0	0
	道路交通法違反	34	7	0	4	45
	小計	34	8	1	6	49
監督責任	1	2	0	0	3	
計	35	10	1	6	52	

（注） 二以上の事由により懲戒処分が行われた場合は、主たる事由のみを計上している。

サービスの状況

1 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第 35 条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、当該義務が免除される場合（職専免）として、次の場合があります。

（H20.4.1 現在）

職専免が認められる場合	
法律に特別な定めがある場合	
（例）地方公務員法（以下「法」という。）第 55 条第 8 項に規定された適法な交渉	
条例に特別な定めがある場合 《以下の 1～3》	
1	研修を受ける場合
2	職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
3	上記の他、人事委員会が定める場合 《以下の～》
	特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
	職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
	法第 46 条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
	法第 49 条の 2 の規定による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をし、及びその審理に出頭する場合
	法第 55 条第 11 項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
	県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
	休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合
	上記の他、人事委員会が特に認める場合 《以下のア～セ》
ア	大学の通信教育による夏期又は冬期面接授業を受講する場合（30 日以内）
イ	高等学校の通信制課程の長期面接授業に出席する場合（10 日以内）
ウ	夜間制 2 年過程の看護婦養成所に在学する職員が、所定の実習授業を受講する場合（30 日以内）
エ	スポーツ競技大会等に役員等として参加する場合
オ	陸奥湾一周駅伝競走大会に役員等として参加する場合
カ	青森県民駅伝競走大会に役員等として参加する場合
キ	青森県庁消費生活協同組合の総代として総代会に出席する場合
ク	青年の船事業及び国際協力事業団の専門家派遣事業に参加する場合
ケ	家族を看護する場合（3 日以内）
コ	青森県青年海外派遣事業に一般団員として参加する場合
サ	青森県青年の船に一般団員として参加する場合

	シ 全国身体障害者スポーツ大会に役員等として参加する場合
	ス 非常勤の消防団員として県内各市町村の消防団活動に従事する場合
	セ 労働組合の代表者等が県当局との間で労働組合法に基づく交渉を行う場合

(注) の各場合(ア～セ)については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もある。また、これらは知事部局における取扱いであり、他の任命権者も概ねこれにならっているが、一部を承認対象としていない場合もある。

2 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、人事委員会規則で次のとおり定められています。

(H20.4.1 現在)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 職務の遂行に支障がないこと (2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと (3) 地方公務員法の精神に反しないこと |
|---|

また、平成19年度中の許可状況(新規の許可及び過年度の許可に係る更新)については、次のとおりです。

区 分	延べ人数 (人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねる場合	15	・株式会社(第3セクター)役員
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1	・農業
報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合	592	・学術講演会講師等 ・試験監督員等(国家試験等) ・非常勤講師(大学、公益団体等) ・嘱託医等(公益団体等) ・介護認定審査会委員 ・鑑定人(検察庁等)
計	608	

研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修（職場研修、自己啓発、派遣研修等を除く。）として、平成19年度に実施した内容については、次のとおりです。

【自治研修所研修】

区分	研修名	対象者	修了者数 (人)
基本 研 修	新採用者前期研修	新たに採用された職員	87
	新採用者後期研修	新採用者前期研修修了者 (医療技術職員を除く)	28
	主事・技師研修	主事・技師等の職にある職員で、採用から所定の年数を経過した者	80
	主査研修	主査(主査級)に昇任した職員	140
	主幹研修	主幹(班長級)に昇任した職員	136
	グループリーダー研修	新たに本庁のグループリーダー又は出先機関の課長の職に就いた職員	156
	小計		627
選 択 研 修	法制執務研修	全階層	19
	企画力向上研修	同上	19
	問題解決能力強化研修	同上	23
	政策形成能力養成研修	同上	15
	マーケティング研修	同上	23
	政策法務研修	同上	11
	コミュニケーションマインド研修	同上	45
	会議の進め方研修	同上	21
	コミュニケーションを応用したプレゼン研修	同上	15
	カウンセリングマインド研修	同上	25
	パートナーシップ研修	同上	16
	行政経営品質向上研修	同上	11
	コーチング技法養成研修	同上	17
	目標達成のためのタイムマネジメント研修	同上	43
管理者セミナー	課長補佐級～部長級の職員	115	
小計		418	
計		1,045	

(注) 研修の多くが県職員と市町村職員の合同研修であるが、上記の表では対象者及び修了者数から市町村職員を除いている。

【部局研修】

- ・ 知事部局における各種専門研修（計 1,546 名修了）

【各任命権者が個別に実施した研修】

- ・ 教育庁における各種研修（計 5,347 名修了）
- ・ 警察本部における関係部門ごとの業務教養等（計 761 名修了）

2 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法では、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととされています。

県においても、職員の昇任、昇格、配置などを適切に行うため、勤務成績の評定を行っています。

また、職員の能力や業績などをより適切に評価するため、平成 18 年度から知事部局等並びに教育庁及び学校以外の教育機関では、能力評価と業績評価からなる人事評価制度を全職員を対象として実施しています。

福祉及び利益の保護の状況

1 セクシュアルハラスメントの防止対策

職場におけるセクシュアルハラスメント(セクハラ)防止対策として、平成19年度に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容
知事部局	セクハラ相談室の管理運営(専門相談員2名)
	専門相談員による巡回指導
	自治研修所での研修実施(カリキュラムの一部として)
	所属相談員の氏名等を全庁に周知
	セクハラ相談室だよりによる広報
議会事務局	内部通知
教育庁等	職場研修、内部通知
警察	セクハラ相談員の指定
	新任セクハラ相談員研修会
	セクハラ防止対策週間の設定
	各種研修及び各所属におけるセクハラ防止教養
人事委員会事務局	会議等の場を利用しての周知
選挙管理委員会事務局	所属相談員の氏名等を周知

(注) 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指す。

(以下3においても同じ。)

2 定期健康診断の実施状況

職員に対する平成 19 年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

【受診状況】

部局等	対象職員（人） A	受診者数（人） B	受診率（％） B / A
知事部局等	4,839	4,735	97.9
病院局	844	833	98.7
教育庁（事務局等）	583	564	96.7
警察	2,647	2,620	99.0
計	8,913	8,752	98.2

【総合判定結果】

部局等	受診者数 （人） A	結果（人）				有所見率（％） (B+C+D) / A
		異常なし	要指導 B	要医療 C	治療継続 D	
知事部局等	4,735	906	1,829	981	1,019	80.9
病院局	833	248	278	300	7	70.2
教育庁（事務局等）	564	120	203	154	87	78.7
警察	2,620	189	1,012	673	746	92.8
計	8,752	1,463	3,322	2,108	1,859	83.3

（注） 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院局、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。（以下 3 においても同じ。）

3 職員互助団体への補助の状況

「青森県職員の互助団体に関する条例」の規定に基づき、平成19年度に実施した職員互助団体に対する補助の状況については、次のとおりです。

【会員数】

部局等	互助団体名	会員数(人)
知事部局等	(財)青森県職員厚生会	5,919
教育庁等	(財)青森県教職員互助会	13,766
警察	(財)青森県警察協会	2,706

【掛金及び補助金】

部局等	掛金収入(千円)	県補助金(千円)	A : B
	A	B	
知事部局等	170,304	0	1 : -
教育庁等	431,072	0	1 : -
警察	88,004	0	1 : -

(注) 職員互助団体への補助については、平成19年度から行っていない。

(空白ページ)

第 2 部 青森県人事委員会の業務の状況

(平成 20 年 6 月 4 日付けで人事委員会委員長から知事に報告された内容です。)

平成 19 年度における青森県人事委員会の業務の状況について

平成 20 年 6 月 4 日

青森県人事委員会

目 次

- 1 競争試験及び選考の状況
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- 3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況
- 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条第3項）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

採用試験

平成19年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。

職員採用試験の申込者数については、上級は前年度比15.6%減、初級は前年度比6.1%減となった。また、受験倍率はいずれも前年度を下回った。なお、中級は採用予定がなく、3年続けて実施しなかった。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは前年度比で男性I・は13.2%減、女性・は9.4%増、警察官Bは前年度比で男性は同率、女性は8.9%減となった。

（採用試験の実施状況）

試験の種類	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
上級試験	450 (533)	361 (421)	44 (42)	42 (39)	20 (19)	18.1 (22.2)	18 (17)	
初級試験	169 (180)	153 (162)	33 (22)	32 (22)	16 (10)	9.6 (16.2)	11 (8)	
警察官A 試験	男性 (H19.10.1採用)	151 (201)	145 (188)	76 (108)	68 (99)	25 (43)	5.8 (4.4)	24 (41)
	男性 (H20.4.1採用)	275 (290)	256 (259)	74 (109)	57 (97)	24 (46)	10.7 (5.6)	19 (42)
	女性 (H19.10.1採用)	28 (37)	25 (31)	9 (8)	9 (7)	2 (2)	12.5 (15.5)	2 (1)
	女性 (H20.4.1採用)	65 (48)	58 (40)	8 (7)	6 (7)	2 (2)	29.0 (20.0)	2 (1)
	男性/武道指導 (柔道)	4 (4)	4 (4)	2 (3)	2 (3)	1 (1)	4.0 (4.0)	1 (1)
	男性/武道指導 (剣道)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	2.0 (1.0)	1 (1)
	語学 (英語)	9 (-)	9 (-)	3 (-)	3 (-)	1 (-)	9.0 (-)	1 (-)
	語学 (北京語)	- (2)	- (2)	- (2)	- (2)	- (1)	- (2.0)	- (1)
	語学 (韓国・朝鮮語)	4 (2)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	- (1)	- (1.0)	- (1)
	心理	13 (10)	13 (10)	6 (4)	5 (3)	2 (1)	6.5 (10.0)	- (1)
警察官B 試験	男性	341 (341)	319 (308)	79 (128)	74 (118)	28 (45)	11.4 (6.8)	23 (38)
	女性	51 (56)	46 (53)	7 (9)	7 (8)	2 (3)	23.0 (17.7)	2 (3)
合計	1,562 (1,705)	1,393 (1,480)	345 (444)	309 (407)	124 (175)	11.2 (8.5)	104 (156)	

（注）1.（ ）は、平成18年度の実施状況である。

2. 受験倍率は $\frac{\text{受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

昇任選考考査

警察官の階級警部以下への昇任については、昇任選考考査を行っており、平成19年度の実施状況は、次のとおりである。なお、昇任選考考査の実施については、警察本部長に委任している。

(昇任選考考査の実施状況)

昇任させる階級	考査の種類	申込者 (選抜及び選考は、所属長推薦者)	予備試験		第1次試験		第2次試験		筆記口述試験		競争率	昇任者
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者		
警部	一般	293 (23)	266	78	101 (23)	26 (11)	26 (11)	19 (10)	—		15.2	19
	選抜	19	実施しない						—	—	4.8	4
	選考	12							12	1	12.0	1
警部補	一般	384 (38)	345	112	145 (38)	64 (21)	64 (21)	46 (13)	—		8.3	46
	選抜	12	実施しない						—	—	1.2	10
	選考	25							25	11	2.2	11
巡査部長	一般	488 (46)	438	120	166 (46)	81 (26)	81 (21)	65 (19)	—		7.4	65
	選抜	1	実施しない						1	1	1.0	1
	選考	38							38	29	1.3	29

(注) 1.()は、予備試験免除者で内数である。

2. 競争率は、 $\frac{\text{受験者(又は所属長推薦者)}}{\text{第2次試験合格者(又は筆記口述試験合格者)}}$ である。

3. 「一般」の競争率算出における受験者数は、予備試験受験者に予備試験免除者を加えたものである。

(2) 選 考

競争試験によることが不適當であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており(地方公務員法第17条第3項ただし書)本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

採 用 選 考

平成19年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

(採用選考の実施状況)[適用根拠規定(人事委員会規則6-15第3条第1項各号)別状況]

規 定	部 局	知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第1号	役付の職	人 8	人 9	人 2	人	人	人 19
第2号	警察官の階級巡查部長以上の職						
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認めるもの				4		4
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体、国又は公共企業体に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの	(11) 2					(11) 2
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの	4			8		12
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職	14	93	1	1		109
第7号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適當であると人事委員会が認める職	(33)		3			(33) 3
	計	(44) 28	102	6	13		(44) 149

(注) 1. 発令日が、19. 4. 1~20. 3.31の採用者である。

2. ()内は無給併任職員で外数である。

選 考 試 験

採用職種が一般事務である身体障害者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、平成19年度の状況は、次のとおりである。

(選考試験の実施状況)

試 験	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員
		受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者		
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	12	12	3	2	1	12.0	0 (採用辞退による)

(注) 受験倍率は $\frac{\text{受 験 者 数}}{\text{第 2 次 試 験 合 格 者 数}}$ である。

昇 任 選 考

平成19年度に本委員会で開催した昇任選考の状況は、次のとおりである。

(昇任選考の実施状況)

昇任した職 又は階級	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会等	合 計
部長級へ	16	3	3		1	23
次長級へ	28	4	6			38
警視へ	—	—	—	24	—	24
合 計	44	7	9	24	1	85

- (注) 1. 発令日が、19. 4. 1~20. 3.31の昇任者である。
 2. 総括課長級以下の職及び警部以下の階級への昇任については、選考の権限を任命権者に委任している。
 3. 各種委員会等には、県議会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局に係る人員を記載した。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、平成19年10月5日、議会及び知事に対して、県職員の給与等について、報告及び勧告を行った。なお、その概要については次のとおりである。

平成19年10月5日

平成19年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

< 本年の給与勧告のポイント >

- 初任給を中心に若年層に限定した給料月額の上上げ（中高年齢層は据置き）
- 子等に係る扶養手当の上上げ
- 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（0.05月分）
- 給与構造の改革の計画的な実施としての地域手当の支給割合の上上げ

1 給与勧告の意義と役割

給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられ、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的とし、人材確保や労使関係の安定を通じて能率的な行政運営の維持に寄与

2 給与勧告の基本的考え方

給与勧告に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮し、総合的に判断

3 職員給与と民間給与の比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内331民間事業所のうちから無作為抽出した129事業所の約3.2千人を実地調査（完了率88.4%）

(1) 月例給

特例条例による給与の減額後では、職員給与が民間給与を2,412円（0.64%）下回り、減額前では、職員給与が民間給与を8,351円（2.14%）上回っている。

県職員と県内民間従業員の平成19年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴の同じ者同士を比較

(2) 特別給（ボーナス）

職員の年間支給月数（4.45月分）が民間での昨年冬と本年夏の1年間における支給実績（支給割合4.41月分）を0.04月分上回っている。

4 本年の給与の改定

(1) 給料表

初任給を中心に若年層に限定した給料月額の上上げ（[行政職]月額200～2,000円の上上げ）

(2) 扶養手当

子等に係る扶養手当の支給月額を500円引上げ（6,000円 6,500円）

(3) 期末手当等

期末・勤勉手当の年間平均支給月数を0.05月分引き下げることとし、12月の期末手当について1.55月分とする。(年間平均支給月数 4.45月分 4.4月分) また、期末特別手当についても同様に引下げ

【参考】

職員一人当たりの改定後の給与額等〔行政職：平均年齢 43.5歳 経験年数 22.5年〕

平均給与額(月間) 386,654 円 (+ 509 円 +0.13%)

平均給与額(年間) 6,438 千円 (12千円 0.2%)

平均給与額は、特例条例による減額後の額である。

(4) 実施時期

給料表及び扶養手当の改定は、平成19年4月1日から実施し、期末手当等の改定は、平成19年12月1日から実施する。

5 給与構造の改革等

平成18年4月から実施している給与構造の改革については、引き続き実施

(1) 地域手当

地域手当における平成20年4月1日から平成21年3月31日までの支給割合を引上げ
(例 東京都 支給割合14% 16%)

(2) 勤務実績の給与への反映等

昇給、勤勉手当等における勤務実績の反映については、各職員の能力・業績がより適正に給与に反映されるよう引き続き取組が必要

また、特殊勤務手当のうち、特殊性が薄れているものについて、所要の見直しを図るための検討が引き続き必要

(3) 実施時期

地域手当の改定は、平成20年4月1日から実施

6 勤務条件等に関する報告

(1) 時間外勤務の縮減

職員の健康・福祉の維持増進及び公務能率向上の観点から重要な課題であることから、引き続き時間外勤務の縮減及び年次休暇の計画的・連続的な使用の促進に向けた取組が必要

(2) 勤務時間の見直し

勤務時間に関して、人事院における見直しの動向等に留意しつつ、各任命権者の状況等の把握が必要

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年度においては、新たな措置要求はなかった。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成19年度においては、新たな不服申立てが4件あったが、うち2件が取下げとなり、前年度から繰り越した4件について判定（処分承認2件、処分修正1件、処分取消1件）を行った結果、平成19年度末における係属事案は2件となっている。